

新成人の皆様へ

青梅市長 浜中啓一

新成人の皆様、誠にありがとうございます。めでとうございます。また、今日まで、愛情深く、慈しみ育ててくれたご家族の皆様にも、心からお慶びを申し上げます。

私もいたしましても、皆様の将来が晴れやかに広がっていくことを願ってやみません。

二十歳の頃というのは、人生の中で気力、体力ともに最も充実している時期である一方、自分は今後の人生をどのような道に進んでいくべきなのか、また、社会における自分の存在意義は何なのかといった、さまざまな感いはないでしょうか。

人生はよく道に例えられます。人生という名の道は常に一本道ではありません。広い道、狭い道、曲がりくねった道。そして、時には分かれ道があり、選択を迫られる

一生懸命であることが重要だと思います。人生とは前を向いて進んでいった結果の積み重ねなのだと思えます。積み重ねたものが多ければ多いほど、でき上がる道は素晴らしいものになるのだと思えます。

立ち止まったままでは何も生まれません。感いの中にあっても失敗を恐れず行動し、自分の信じる道を進み続けることが大事なのだと思えます。

皆様が心に描く「夢」や「目標」という人生の扉を、勇気と強い信念を持って押し開いてください。

皆様の若い力と行動力、そして無限に広がる可能性に心から期待しております。

結びになりますが、新成人お一人お一人の輝かしい門出を心から祝福いたしますとともに、人生という名の道をしっかりと切り開いていかれることを心から祈念申し上げます。

「青梅市子ども・子育て会議」委員を募集します

平成25年度に設置した「青梅市子ども・子育て会議」の現在の委員の任期が、29年3月31日をもって終了となります。そのため、27年度から5年間を計画期間とする「青梅市子ども・子育て支援事業計画」の検証などを行っていただくため、29年4月から2年間の公募委員を募集します。

募集対象 次のすべての項目に該当する方

- ①市内に住民登録をしている方
- ②小学生以下の子どもの保護者で、子ども・子育て支援に関心があり、青梅市子ども・子育て会議に出席可能な方
- ③応募時点で市の付属機関の委員になっていない方
- ④地方公務員法第16条各号に該当しない方
- ⑤青梅市の職員でない方

募集人数 原則、男女各1人

応募期間 委嘱の日から31年3月31日まで

会議開催日程 29年度は、平日の日に4回程度を予定

応募期間 1月16日(月)～2月10日(金)

※郵送の場合は、2月10日までの消印有効

応募方法 子育て推進課子育て推進係(市役所1階)で配布する応募用紙または市ホームページからダウンロードした用紙に必要事項等記入のうえ、任意の書式にテーマについて800字程度の作文を添付して、次のいずれかの方法で子育て推進課子育て推進係へ提出してください。

▽郵送：〒198-8701 青梅市子育て推進課子育て推進係

▽持参：午前8時30分～午後5時15分に直接子育て推進課子育て推進係窓口へ

※木曜日は午後8時まで
 ※土・日曜日、祝日を除く
 ※電子メールでの提出はできません。

作文のテーマ 「青梅市の子ども・子育てについて思うこと」

※「子どもの保護者」の視点で作成してください。

選考 青梅市子ども・子育て会議市民委員募集要領に基づき選考します。

※結果は個別に通知

その他

▽応募の際の提出書類は返却しません。

▽個人情報については、目的以外に使用しません。

ただし、選考により委員として委嘱されることになった方は、市ホームページなどで「氏名」のみを公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ 子育て推進課子育て推進係

臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請受付が終了しました

臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請受付が、平成29年1月31日(消印)で終了しました。2月1日以降の受け付けは原則できなくなりますので、該当と思われる方は、早めに申請書を提出してください。郵送による受け付けは1月31日の消印有効です。

★臨時福祉給付金

支給対象者 基準日(28年1月1日)に、青梅市に住民票のある方で、28年度市民税・都民税が非課税の方

※「自身を扶養している方が課税されている場合」が対象となります。

★障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

支給対象者 基準日(28年1月1日)に、青梅市に住民票のある方で、次の要件をすべて満たす方

- ①28年度臨時福祉給付金の支給対象者である方
- ②28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している方

※配偶者からの暴力を理由に避難している方等で、他の市区町村から住民票を移さずに青梅市にお住まいの方は、青梅市で申請を受け付けできる場合がありますので、臨時福祉給付金担当へご相談ください。

★「サギ行為」にご注意ください

臨時福祉給付金等の手続きで、市役所などからATM(現金自動受払機)の操作をお願いすることは絶対ありません。不審な電話がかかってきた場合は、青梅警察署 ☎22・0110へご連絡ください。

「青梅市一般廃棄物処理基本計画」(案)への意見募集

市では、廃棄物処理に必要となる施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画となる「青梅市一般廃棄物処理基本計画」について改訂を検討しています。一般廃棄物処理基本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、市町村に策定が義務付けられており、おおむね5年ごとに改訂しています。

このたび改訂案を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。

ご意見を募集します。

募集期間 1月30日(月)まで

閲覧場所 清掃リサイクル課(市役所3階)、リサイクルセンター、行政情報コーナー(市役所2階)、各市民センター、中央図書館、市ホームページ

対象 次のいずれかに該当する方

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所または事業所を有する方
- ③当該案件に直接的な利害関係を有する方

提出方法 1月30日(消印)までに、表題を「一般廃棄物処理基本計画(案)への意見」として、住所、氏名、年齢、性別、意見を記入し、次のいずれかの方法で清掃リサイクル課へ提出してください。

※様式は問いません。

※電話での意見の受け付けはできません。

※必要事項が未記入の場合は受け付けできません。

▽郵送：〒198-8701 青梅市清掃リサイクル課

▽持参：午前8時30分～午後5時15分に直接清掃リサイクル課窓口へ

※土・日曜日を除く

▽ファックス：☎22・3508

▽電子メール：☎div1315@city.ome.tokyo.jp

意見に対する対応 受け付けた意見は個人情報情報を除き、整理・要約したうえで、後日、市ホームページ等で公表します。意見に対する個別の回答はできません。

問い合わせ 清掃リサイクル課

受験生チャレンジ支援 貸付事業の申請受付は 2月10日までです!

事業の主な内容

一定の所得以下の世帯の方を対象に、中学3年生・高校3年生またはそれらに準ずる方(中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者)の学習塾、各種受験対策講座、通信講座の受講費用(家庭教師を除く)や、高校・大学等の受験料の貸し付けを無利子で行います。

なお、お子さんが高校・大学等に入学した場合は、手続きをすることで返済が免除されます。

詳細はお問い合わせください。お問い合わせは、平成28年12月1日号4面をご覧ください。

問い合わせ 福祉総務課庶務係

